

平成30年11月9日

## 静岡県下田市・岩手県盛岡市の歴史的風致維持向上計画を認定

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、静岡県下田市、岩手県盛岡市の歴史的風致維持向上計画について、11月13日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。当日は、田中国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を各市長に対して直接交付します。

（国土交通省記者クラブ、農林水産省記者クラブ同時配布）

本計画は、歴史上重要な建造物及び周辺の市街地と人々の営みが一体となった「歴史的風致」の維持向上を図るためのもので、静岡県下田市は下田市歴史的風致形成建造物保存整備事業や郷土学習総合推進事業等を、岩手県盛岡市は盛岡城跡保存整備事業や無形民俗文化財継承支援事業等を位置付けています。（詳細は別紙参照）

### 【認定式】

- 日時 平成30年11月13日（火）11:00～
- 場所 田中国土交通大臣政務官室  
（千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階）

※報道関係者に限り取材ができます。取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までとなります。認定式終了後、各市長へのぶら下がり取材が可能です。  
※取材を御希望の方は、10:45までに4階エレベーターホールにお集まりください。  
※国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります。

<担当> 文化庁文化資源活用課  
課長補佐 田中康成（内線2860）  
文化財活用情報分析官 樋口和宏（内線2738）  
電話：03-5253-4111（代表）  
03-6734-4760（直通）

## 歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 30 年 11 月  
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等68市町の計画を認定しています。

このたび、静岡県下田市、岩手県盛岡市の歴史的風致維持向上計画を11月13日に認定し、認定都市数は70市町となります。なお、今回認定を受ける各市の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP :

[http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi\\_history\\_tk\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html)

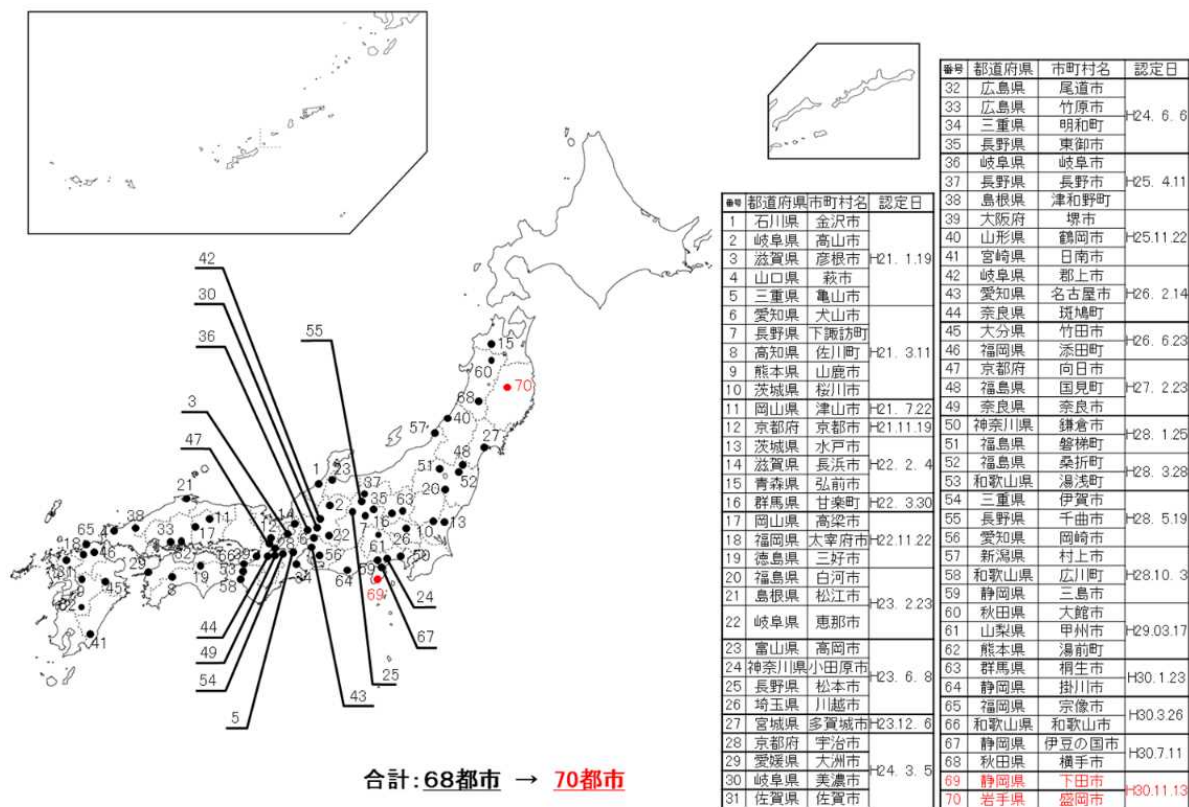


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

## ■各市の歴史的風致維持向上計画の概要

### ○下田市歴史的風致維持向上計画（静岡県下田市 認定申請日 H30. 10. 9）

史跡「了仙寺」や「玉泉寺」及びその周辺地域と、開国の舞台となった湊町における下田八幡神社例大祭、日米親善と交流を広げる黒船祭等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、伊豆石やなまこ壁造りの歴史的建造物の保存修理や、了仙寺周辺の無電柱化や道路の美装化による修復整備、祭りで使用する道具の整備・補修に関する支援等の事業等が位置づけられています。



【下田八幡神社例大祭】

### ○盛岡市歴史的風致維持向上計画（岩手県盛岡市 認定申請日 H30. 10. 12）

史跡「盛岡城跡」や重要文化財「岩手銀行旧本店本館」、  
「旧第九十銀行本店本館」及びその周辺地域と、盛岡さんさ踊りや盛岡八幡宮の山車行事等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、盛岡城跡等の歴史的建造物の保存修理や公開活用に係る事業や、山車の巡行沿いの無電柱化や修景整備事業、盛岡さんさ踊り等の祭礼等で用いる用具の更新に関する事業等を位置づけています。



【盛岡さんさ踊り】

## ■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）